

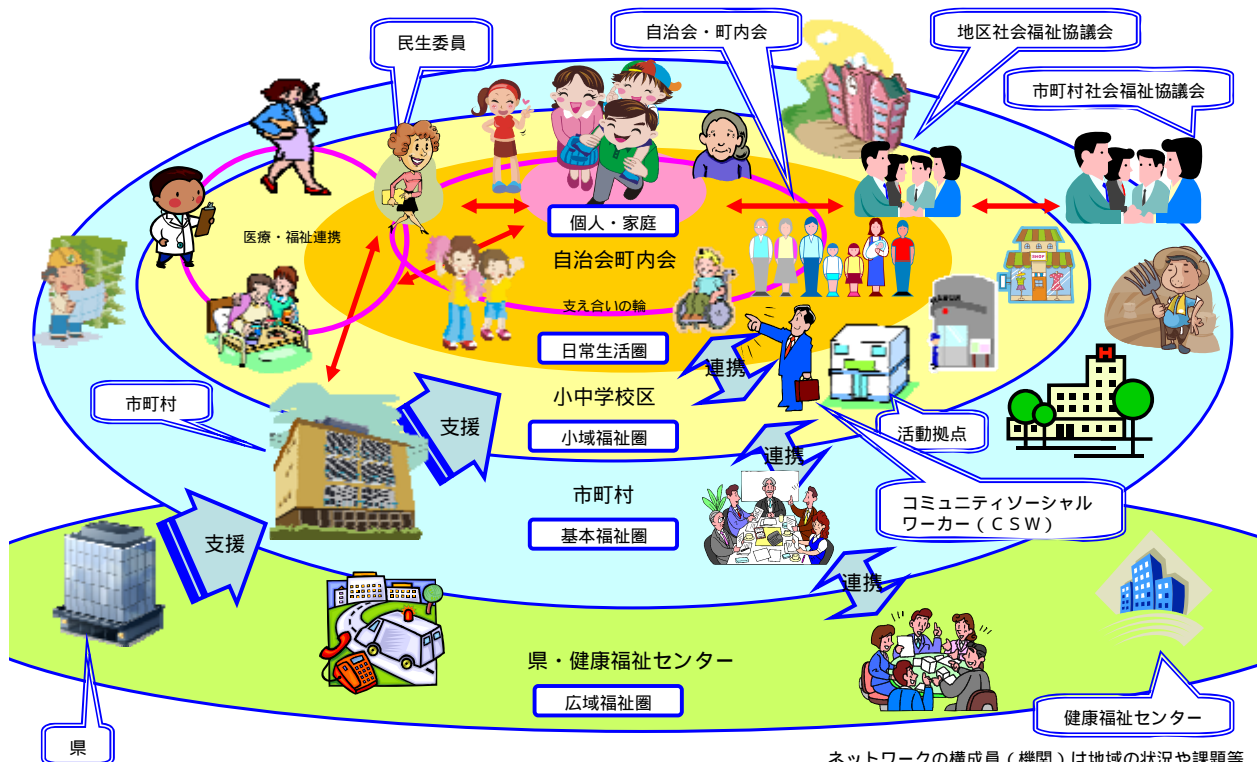
1. 地域福祉の推進イメージ

(地域福祉活動の中心は日常生活圏、小域福祉圏)

住民が地域に誇りを持ち、地域で安心して暮らし続けるためには、住民自らが主体的に地域づくりに携わることが重要ですが、複雑化した地域課題に対応するためには、要支援者を家族やひとつの機関だけで支えるのではなく、地域住民がそれぞれの持つ力を持ち寄り、ネットワークで解決する仕組みが必要です。また、各圏域での解決が困難な事例については、より広域で専門的なネットワークにより解決が図られるよう重層的な支援体制が必要です。一方、多様な地域課題に対応するためには、制度に縛られない柔軟な仕組みとする必要もあります。(図4 1)

(図4 1)

地域福祉活動の推進イメージ



ネットワークの構成員(機関)は地域の状況や課題等により異なります。

2. 地域福祉活動の基礎となる日常生活圏

(自治会・町内会等を中心とした互助のネットワーク)

(1) 日常生活圏のネットワークの役割

個人や家庭の力だけでは解決できない生活課題を地域の助け合いの力で解決を図ります。

地域の見守り活動等から要支援者や地域の潜在的ニーズを把握し、相談・支援機関と連携し、具体的な相談・支援に結び付けます。

日常生活圏での解決が難しい生活課題については、小域福祉圏等のネットワークに地域課題としてつなぎます。

(2) 主な担い手(例示)

地域住民

地域活動への参画や地域住民の支え合いの主体となります。

自治会・町内会等の地縁団体

地域活動を推進するための基本的単位となります。

地区社会福祉協議会

地域福祉活動の支援を行います。

ボランティア・NPO等の市民活動

地縁団体と連携して地域活動を推進します。

民生委員・児童委員

福祉サービスの情報提供や生活相談・助言を行います。



3 . 日常生活圏の地域福祉活動を支える小域福祉圏 (小域福祉圏はおおむね小・中学校区)

(1) 小域福祉圏のネットワークの役割

地域福祉フォーラム等を活用し、地域の関係者(機関)による分野横断的なネットワークを構成し、日常生活圏における地域福祉活動をそれぞれの職種の持つノウハウで支援します。

小域福祉圏のネットワークの構成員と日常生活圏のネットワークとを結ぶ場となり、日常生活圏等から持ち込まれた地域課題を整理し、小域福祉圏での解決を目指します。

この圏域でも解決が困難な課題は構成員の関わるネットワークや市町村圏ネットワークへつなぎ、関係者と協働して解決の道を探ります。

(2) 市町村の役割

社会福祉協議会やコミュニティソーシャルワーカー等と連携し、地域の状況を把握するとともに、ネットワークの立ち上げ支援等、小域福祉圏における連携を促進します。

地域福祉活動のための環境整備や住民活動の支援を行います。

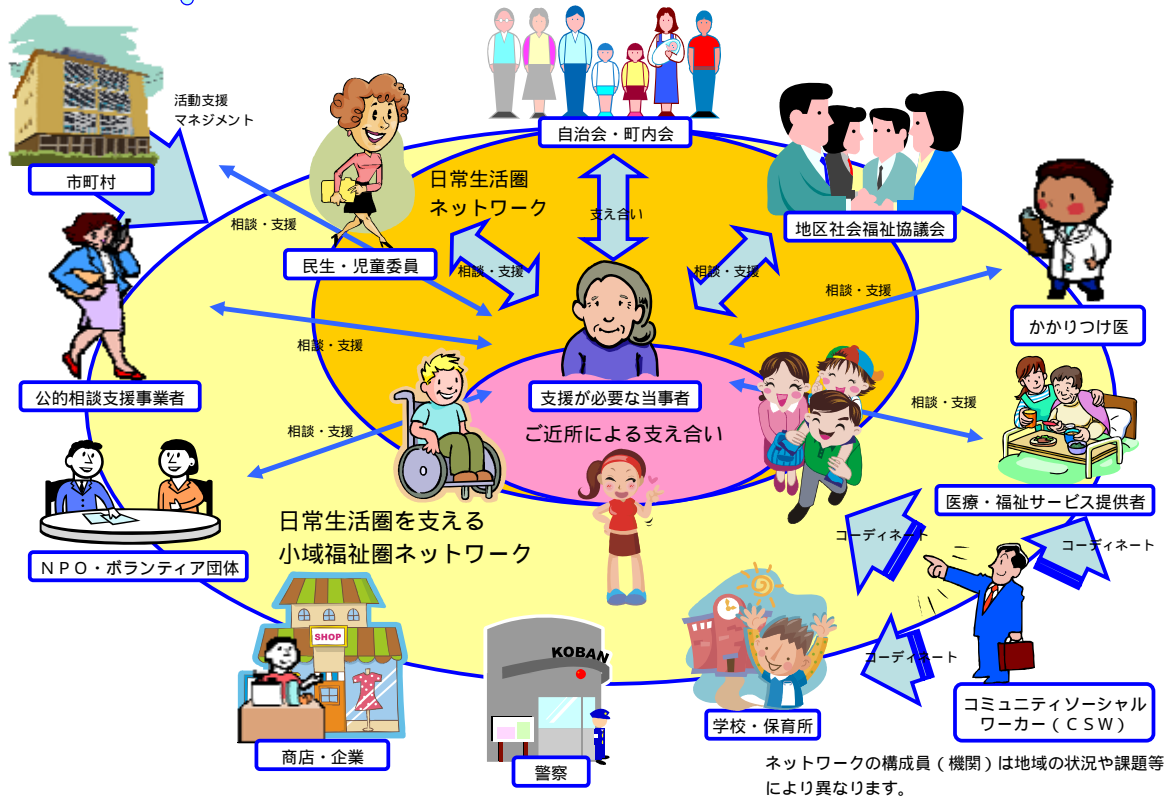
(3) 体制イメージ(地域、課題に応じて異なる)

小域福祉圏の地域福祉活動推進体制イメージは、小・中学校区(概ね人口1万人程度の地域)を例に小域福祉圏としています。

小規模な市町村においては、人口や社会資源等の実情に応じて、小域福祉圏の推進体制を市町村全域の推進体制とする等、市町村において適切な圏域を設定することが考えられます。

(図 4 2)

小域福祉圏での地域福祉活動推進体制イメージ



(4) 主な担い手、組織 (例示)

地区社会福祉協議会

自治会・町内会、婦人会、老人クラブ、子ども会等

民生委員・児童委員

かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局

医療・福祉サービス提供者

公的相談支援事業者 (地域包括支援センター等)

NPO・ボランティア団体

商店・企業

学校・保育所

警察・消防

コミュニティソーシャルワーカー (CSW) 等の相談支援

市町村

4 . 総合的な福祉サービスを提供する基本福祉圏（市町村圏）

（1）基本福祉圏のネットワークの役割

小域福祉圏の課題解決に向けた支援を行います。

専門的なノウハウが必要な課題には構成員（機関）の持つ専門機関ネットワークと連携・協働して対応します。

課題の解決に予算的・制度的な対応が必要である場合は市町村等に提案し、行政と連携して対応します。

（2）市町村の役割

地域福祉計画を策定し、地域福祉を計画的に推進します。

公的福祉サービスをマネジメント（管理）し、安定的に提供します。

対象者横断的な課題や、「制度の谷間」にある方への支援等に対応するため、総合的な相談支援体制の整備と複合的な課題の解決に対応したネットワークづくりに努めます。

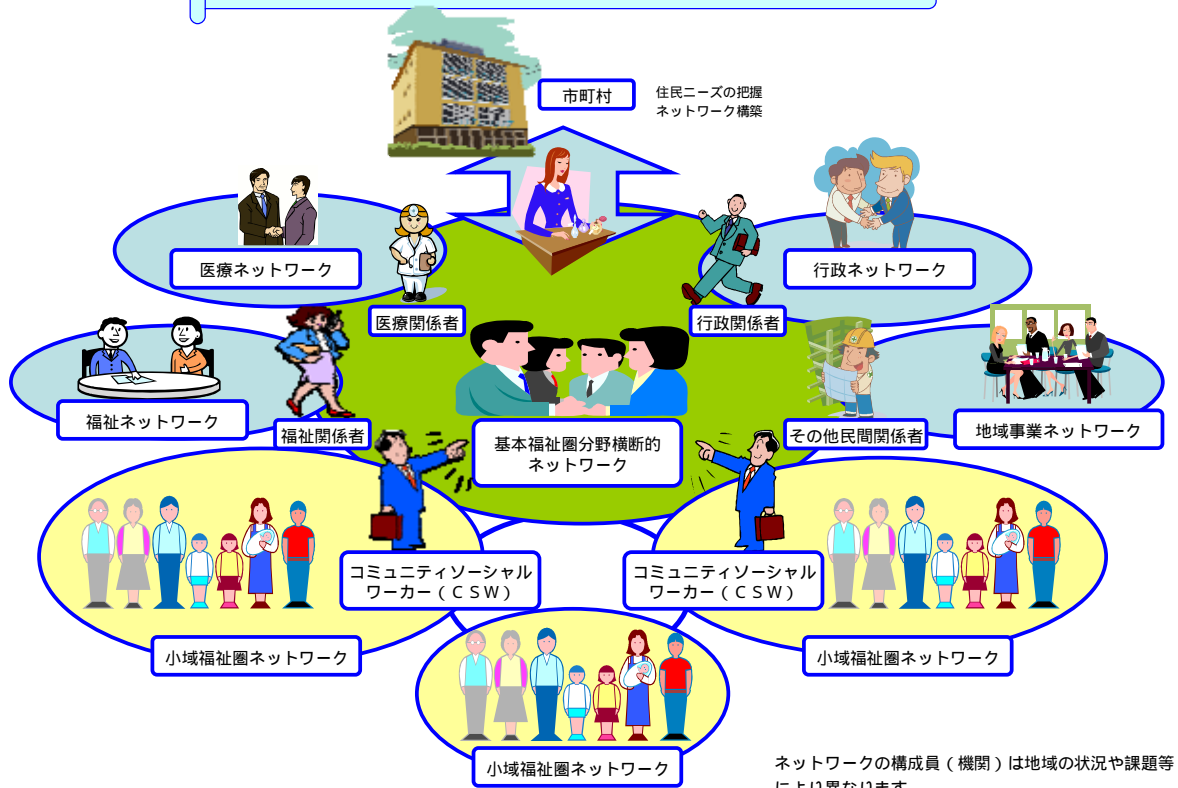
（3）体制イメージ（地域、課題に応じて異なる）

基本福祉圏のネットワークでは、小域福祉圏のネットワーク間の調整を行うため、地域福祉フォーラムの設置又は地域包括支援センター運営協議会や地域自立支援協議会等の公的枠組みにおいて整備されている協議会を活用して、基本福祉圏で対応すべき地域課題の解決や地域福祉活動、地域づくりを推進します。（図4 3）

人口規模の大きな市においては、人口、面積等の実情に応じて、市全域と小域福祉圏の間にサブ圏域（市役所支所単位程度の圏域）を設定し、基本福祉圏と同様の体制を設ける等、適切な圏域を設定することが考えられます。

(図 4 3)

基本福祉圏における地域福祉活動推進体制イメージ



(4) 主な担い手、組織 (例示)

小域福祉活動の担い手 ... 小域福祉フォーラム、NPO、ボランティア等

市町村社会福祉協議会、市町村民生委員・児童委員協議会等地域福祉活動に関する団体

福祉サービス提供者 ... 社会福祉法人、介護・障害福祉サービス事業者等

医療サービス提供者 ... 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、医療機関等

医療・福祉以外の事業者 ... 学校、企業、職域組合等

コミュニティソーシャルワーカー、民生委員、主任介護支援専門員等市町村

県、国の出先機関、その他公的組織等

5 . 地域福祉活動を専門性で支える広域福祉圏

(1) 広域福祉圏 (及び県全域) のネットワークの役割

単独の基本福祉圏では解決が困難な、専門的・広域的な取組みが必要な課題 (地域リハビリテーションの推進、福祉人材確保対策、精神保健施策等) に対して、県や専門機関が協働してネットワークを構築し、市町村等と連携して課題解決に取り組みます。

(2) 県の役割

広域的・専門的な団体・組織等の連携の促進

県域の職能団体、事業者団体、専門組織等の地域福祉活動を支援し、また、これら団体の連携を促進します。

市町村や地域への提案及び協働

地域福祉、地域づくりに有益な事業や研究成果等を市町村や地域に提案し、協働して取り組みます。

地域福祉活動を支える人材の育成支援

地域福祉のネットワークを構築するコーディネーターや地域医療・福祉に携わる人材の育成支援を行います。

広域性を活かした情報提供

地域福祉の考え方を普及・啓発し、地域福祉活動の普及に向けた土壌づくりを行うとともに、市町村に対しても施策の企画・立案のための情報提供を行います。

(3) 推進に当たっての考え方

地域福祉は、住民や関係者が主体的に日常生活圏、小域福祉圏で活動し、それを市町村が支えることによって実現します。

県や広域団体は、地域福祉を進めるに当たって、小域福祉活動や市町村の主体性・地域性を尊重し、必要な支援を行います。

